

資料 ①

第 12 期川西市男女共同参画審議会委員名簿

(任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

		名 前	職業・役職	選出基準	備 考
1		和田 さとこ 聡子	大阪学院大学教授	学識経験者	継続 2003.4～
2		守 もり 如子 なおこ	関西大学教授	学識経験者	継続 2017.4～
3		松並 ともこ 知子	同志社大学嘱託研究員	学識経験者	継続 2021.4～
4		こうさか 高坂 あきな 明奈	弁護士	学識経験者	継続 2019.4～
5		田淵 よしかず 義和	一般社団法人 川西青年会議所	市長指名	新規 2025.4～
6		林 たけろう 拓朗	川西市商工会 推薦	市長指名	継続 2021.4～
7		山田 しずこ 静子	兵庫六甲農業協同組合 (JA 川西女性会)	市長指名	継続 2017.4～
8		まつのぶ 松延 まさと 正登	川西市特・小学校長会	市長指名	新規 2025.4～
9		山田 じゅん 淳		公募市民	新規 2025.4～
10		井上 ひとし 仁司		公募市民	新規 2025.4～

○川西市男女共同参画審議会規則

平成15年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。

4 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうち、会長が指名するものをもって充てる。

5 第4条第3項及び前条の規定は、部会長の職務及び部会の会議について準用する。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室人権推進多文化共生課において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
川西市男女共同参画審議会会長之印	方 2.1	会長名をもってする文書	1	市長公室人権推進 多文化共生課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の委嘱の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱される第3条第2項第2号の委員は、同条第3項の規定によらずに市長が委嘱することができる。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。 ※以下省略

目次（省略）

前文

すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下に平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この憲法の精神を日々の暮らしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。同時に、その実現は、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。

私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。

また、本市は兵庫県内でいち早く「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、私たちが向き合うべき多くの課題が残されています。

さらに、女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになります。

こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると同時に、均等にその成果を享受し、責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。

ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通して、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。
- (5) 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (8) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (9) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (10) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)は、次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職場における活動と、家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第8条 市民公益活動団体は、その運営及び活動において、基本理念にのっとり、男女が平等に参画する機会を確保できるよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
- 4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、公衆に情報を表示する際には、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)別表に規定する川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する効果的な施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の関心及び理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第16条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習の機会)

第17条 市は、家庭、学校、社会その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画の基本理念の啓発及び実践に努めるものとする。

(防災及び減災の分野における施策の推進)

第18条 市は、災害復興を含む防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第19条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発等の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、川西市男女共同参画センター(川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成14年川西市条例第15号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画を推進するための拠点施設とする。

(苦情等への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 雑則

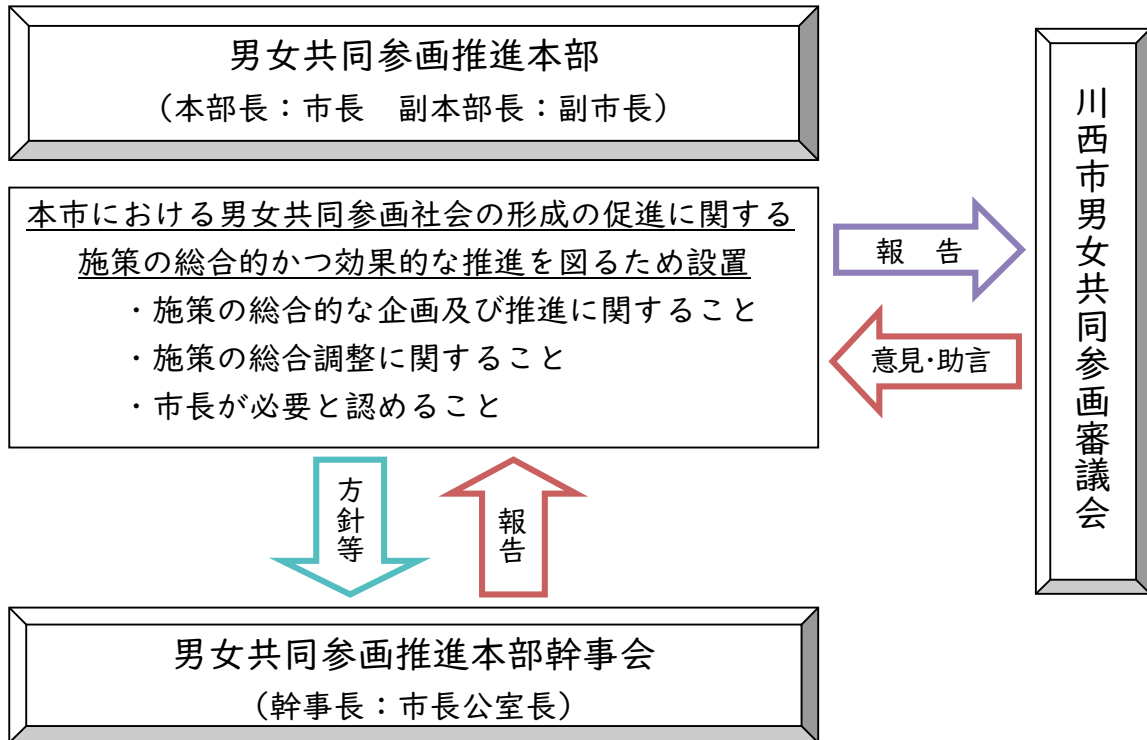
(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

令和7年度 男女共同参画庁内推進体制



- ◎ 目標・方針が明確化された施策を重点施策として設定
- ◎ 重点施策に関連する複数所管の幹事会幹事等で構成される「重点施策推進部会」を設置
- ◎ 設置された重点施策推進部会ごとに必要に応じてプロジェクトチーム（PT）を設置
- ◎ 男女共同参画研修及び専門担当者研修
- ◎ その他重要事項について

重点施策推進部会の設置

- 審議会女性委員登用促進部会
- ワーク・ライフ・バランス推進部会
- 女性に対する暴力対策部会

各部会のリーダーが、必要に応じてプロジェクトチーム（PT）を設置

令和7年度 重点施策推進部会一覧表

重点施策	基本目標Ⅱ：あらゆる分野での女性活躍の推進（川西市女性活躍推進計画）		
	基本課題3：政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進		
部会名	審議会女性委員登用促進部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①審議会などへの女性の登用促進 ②自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進 ③事業所における女性の管理職などへの登用の促進 ④市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進		参画協働課 人権推進多文化共生課 職員課 産業振興課 教育保育職員課	
重点施策	基本目標Ⅱ：あらゆる分野での女性活躍の推進（川西市女性活躍推進計画）		
	基本課題4：ワーク・ライフ・バランスの推進		
部会名	ワーク・ライフ・バランス推進部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①一人ひとりの働き方の見直しの促進 ②事業所に対する啓発の推進 ③子育て・介護支援体制の整備 ④男性の家事・育児などへの参画促進 ⑤市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進		人権推進多文化共生課 総合センター 職員課 産業振興課 地域福祉課 介護保険課 こども政策課 こども若者相談センター 教育保育課 入園所相談課	
重点施策	基本目標Ⅳ：あらゆる暴力の根絶		
	基本課題 9：配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の根絶（川西市配偶者等からの暴力対策基本計画）		
部会名	女性に対する暴力対策部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①DV防止に向けた啓発・教育の徹底 ②DV相談体制の充実 ③DV被害者の安全確保 ④DV被害者の自立支援 ⑤推進体制の強化		人権推進多文化共生課 市民課 産業振興課 地域福祉課 障害福祉課 生活支援課 介護保険課 こども支援課 こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター 医療助成・年金課 国民健康保険課 住宅政策課 教育総務課 教育保育課 インクルーシブ推進課 入園所相談課	

令和6年度 男女共同参画推進事業（報告）について

1. 男女共同参画施策推進体制について

- (1) 第11期男女共同参画審議会（全体会：1回）を開催
 - ・第1回（8月7日）
 - (1) 令和5年度男女共同参画プラン進捗状況報告について
 - (2) 第4次ジェンダー平等推進プランの概要について
 - (3) 令和6年度 第4次ジェンダー平等推進プランの取り組みについて
 - ①男女共同参画庁内推進体制について
 - ②重点施策推進部会について
 - (4) 男女共同参画センター事業内容について
- (2) 男女共同参画推進本部会議の開催（5月22日）
令和5年度のプラン進捗状況の報告、令和6年度の推進方針の決定など
- (3) 男女共同参画推進本部幹事会の開催
推進本部会議の方針決定を書面にて報告

2. 第4次ジェンダー平等推進プランの推進

- (1) 重点施策推進部会の運営
 - ・審議会女性委員登用促進部会（1月15日）
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会（11月14日）
 - ・女性に対する暴力対策部会（12月19日）
- (2) 第4次ジェンダー平等推進プランの進捗状況調査の実施
 - ・令和6年度末見込みの進捗状況調査を3月に実施
 - ・調査結果を審議会に報告し、助言をいただいた
 - ・調査報告書は市ホームページで公開
- (3) 広報誌「ジェンダー平等推進だより」（令和7年3月号）による啓発
 - ・「名もなき家事」「アンコンシャス・バイアス」「ワーク・ライフ・バランス」「男性育休」など
- (4) ジェンダー平等推進社会の実現をめざす活動助成
性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるジェンダー平等、男女共同参画社会の実現にむけ活動している、または、活動しようとしている市民グループが行う啓発活動、調査研究などの事業を支援するための助成。プレゼンテーションを実施のうえ、選考委員会を開催し、助成団体を決定。
 - ◎助成グループ：The Velvet House
 - ◎助成事業：「ジェンダー平等ってなあに？」みんなのためのクィアフェミニズム
 - ◎助成金額：43,843円
- (5) 人材育成事業
市民と行政が協働でジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、ジェンダー平等、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として、ジェンダー平等推進市民企画員を募集する。前年度からの企画員4名のうちの3名と新たに2名を加え、5名で活動。
 - ◎活動期間：令和6年6月～令和7年3月

- ◎企画内容：講演会の企画・開催
- ◎開催日時：令和7年2月22日
- ◎テーマ：パパは女子高生だった～「当たり前」って何？～
- ◎講師：前田良さん（Like myself 代表）

(6) ジェンダー平等、男女共同参画についての周知啓発

ワーク・ライフ・バランス（6月）、ジェンダー平等の視点による防災・災害復興（10月）をテーマとした啓発ビラ作成・配布など

(7) ワーク・ライフ・バランス講演会の開催（職員課と人権推進多文化共生課の共催）

- ◎開催日時：令和7年3月18日
- ◎テーマ：「ワーク・ライフ・バランスで幸せな生き方、働き方へ」
- ◎講師：瀧井 智美さん（株式会社 ICB 代表取締役）
- ◎対象：市民、事業者、市職員

(8) DV被害者等支援講習会の開催（人権推進多文化共生課とこども若者相談センターの共催）

- ◎開催日時：令和7年3月21日
- ◎テーマ：「DVから被害者と子どもを救い、支援するために」
- ◎講師：三野 敬子さん
（認定NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ）
- ◎対象：川西市DV防止ネットワーク会議の構成員及び支援に携わる機関の職員・支援員、市民

令和7年度 男女共同参画推進事業（計画）について

1. 男女共同参画施策推進体制について

- (1) 第12期男女共同参画審議会（開催日時未定）
 - ①令和6年度のプラン進捗状況について報告
 - ②令和7年度のプラン取組についての審議・助言
- (2) 男女共同参画推進本部会議の開催（5月20日）
令和6年度のプラン進捗状況の報告、令和7年度の推進方針など
- (3) 男女共同参画推進本部幹事会の開催
推進本部会議の方針決定の報告など

2 第4次ジェンダー平等推進プランの推進

- (1) 重点施策推進部会の運営
 - ・ 審議会女性委員登用促進部会
 - ・ ワーク・ライフ・バランス推進部会
 - ・ 女性に対する暴力対策部会
- (2) プランの進捗状況調査の実施
 - ・ 令和7年度末の進捗状況調査を令和8年3月（年度末確定）に実施
 - ・ 調査結果を審議会に報告し、助言をいただく
 - ・ 調査報告書は市ホームページで公開
- (3) 広報誌「ジェンダー平等推進だより」（令和8年2月号）による啓発
- (4) ジェンダー平等社会の実現をめざす活動助成金
性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会、男女共同参画社会の実現にむけ活動している、または、活動しようとしている市民グループが行う啓発活動、調査研究などの事業を支援する。
 - ◎1団体に上限5万円を助成
 - ◎5月23日（金）応募締切（公募中）
 - ◎6月25日（水）プレゼンテーション、選考委員会の開催
- (5) 人材育成事業
市民と行政が協働でジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、ジェンダー平等、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として、ジェンダー平等推進市民企画員を募集する。
 - ◎募集人員10名程度
 - ◎5月16日（金）応募締切
 - ◎活動期間 令和7年6月～令和8年3月31日
 - ◎令和8年2月頃のイベント開催を目指し、6月から活動する。
- (6) ジェンダー平等、男女共同参画についての周知啓発
ワーク・ライフ・バランスなどをテーマとした啓発ビラ作成・配布など
- (7) ワーク・ライフ・バランス講演会の開催
- (8) ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所の表彰

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン

進捗状況調査報告書（令和6年度）

市長公室 人権推進多文化共生課

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗自己評価まとめ

自己評価… 1. プランの趣旨にそった事業展開ができた

2. プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた

3a. プランの趣旨にそった事業展開ができなかったが、次年度以降は実現可能

3b. プランの趣旨にそった事業展開ができなかった。今後も実現は相当困難

4. その他

自己評価	件数
1	139
2	77
3a	2
3b	0
4	0
項目計	218

自己評価	割合
1	63.8%
2	35.3%
3a	0.9%
3b	0.0%
4	0.0%
割合計	100.0%

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗自己評価

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができなかった。今後も実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	I ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	I ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	1	ジェンダー平等についての理解を深め、気づきを促すための講座や講演会を開催します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・平素から、窓口での対応をはじめ、講座・交流会の実施など、あらゆる機会をとらえて、ジェンダー平等の意識の啓発に努めている。 ・フェスタ講演会「ミニコンサートと防災のお話」では、ジェンダー平等視点も含んだ内容で開催(講師:石田裕之さん)
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	I ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	I ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	2	ジェンダー平等推進だよりや、男女共同参画センター情報紙を発行し、ジェンダー平等の意識啓発を図ります。	人権推進多文化共生課	1	市内全戸配布の「ジェンダー平等推進だより」や、市ホームページ、人権啓発ビラでジェンダー平等の意識啓発を図った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	I ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	I ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	2	ジェンダー平等推進だよりや、男女共同参画センター情報紙を発行し、ジェンダー平等の意識啓発を図ります。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・市広報「ジェンダー平等推進だより」やセンター情報誌「Hopp」(せーの)では、ジェンダー平等についてわかりやすく啓発する内容を掲載し意識啓発を図った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	I ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	2 人権行政推進プランなどを活用したジェンダー平等の取組みの推進	3	「川西市人権行政推進プラン」の「女性の権利課題」「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の権利課題」の解決に向けて、ジェンダー平等の取組みを推進します。	人権推進多文化共生課	1	人権施策の一環として、女性の権利や性的マイノリティについて、ワーク・ライフ・バランスの推進やアライなどをテーマに人権啓発ビラやホームページなどで啓発を行った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	I 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進	4	男女平等教育ガイドライン(基本方針)に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園・学校での指導方法の研究を行い、実践力を高めます。	インクルーシブ推進課	2	ガイドラインに基づき、男女平等教育の指導方法について研究し、実践している。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	1 幼稚園・保育 所・認定こども園・ 学校などにおける ジェンダー平等教 育の推進	5	ジェンダー平等教育の推進の観点から、 教科書・副読本などの「隠れたカリキュ ラム」の点検、見直しを行い、ジェンダー平 等教育を推進します。	教育保育課	2	子どもたちに固定観念を押し付けることが無いように、研修や職員 会議で意識を高め、男女平等教育の推進を図っている。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	1 幼稚園・保育 所・認定こども園・ 学校などにおける ジェンダー平等教 育の推進	6	女性の理系分野への進路選択も含め男 女平等の進路指導、職業観・労働観を育 む教育を行います。	教育保育課	2	進路指導やキャリア教育を通じて、性差にかかわらず、子どもたちが 将来様々な選択肢の中から進路選択ができるよう、男女平等教育 の推進を図っている。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	1 幼稚園・保育 所・認定こども園・ 学校などにおける ジェンダー平等教 育の推進	7	教育保育職員を対象としたセクシュアル・ マイノリティを含めたジェンダー平等に関 する研修を実施します。	インクルーシブ 推進課	2	今年度、セクシュアル・マイノリティに特化した研修を行えなかった が、セクシュアル・マイノリティに関する校内研修資料や啓発ビデオ、 セミナー等を各学校に周知し、啓発を行っている。また、就学前施設 においては、「これから求められる人権教育保育とは」をテーマにし た研修を実施し、セクシュアル・マイノリティを含めてケーススタディ を行った。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	8	公民館などで、男女共同参画センターの 出張講座などを開催します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・清和台公民館、東谷公民館に出張し、ジェンダー平等の視点のある 講座「いざ、まさかはふだんから 暮らしの中から気づく防災」(講 師:森絹代さん)を開催した。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	9	川西市人権教育協議会と連携し、地域に おける学習機会の充実を図ります。	人権推進多文 化共生課	1	ジェンダー平等市民企画員講演会「パパは女子高生だった『当たり 前』って何?」(講師:前田良さん)の実施について、地域住民に案 内し参加を促した。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に 関する啓発を行います。	参画協働課 (市民活動セ ンター)	1	・市民活動センター事業の核である、「市民活動・NPO・起業 サ ポート相談」や「地縁団体相談」においては、併設センターの利点を 活かして、男女共同参画社会の実現の推進を図る視点も含んだ相 談対応をしている。 ・折々の講座などにおいて、紙媒体やWeb媒体も使いながら、当セ ンターが男女共同参画社会の実現の推進を図る施設であることを 伝え、理念の理解促進を図っている。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に 関する啓発を行います。	人権推進多文 化共生課	1	市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライフ・ balan ス講演会「ワーク・ライフ・バランスで 幸せな生き方、働き方へ」を実 施した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に関する啓発を行います。	地域福祉課	1	民生委員・児童委員の人権啓発部会にて研修会を実施。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	11	事業所に対して、ジェンダー平等に関する啓発、講座などを実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・市内事業向けに職場研修として活用できる講座の案内をホームページ掲載やチラシなど広く周知した。(講座例:「セクハラ」「パワハラ」「LGBTQ」など) ・女性活躍応援セミナー「これからの新たなリーダーシップ」を県や商工会と連携して開催した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	11	事業所に対して、ジェンダー平等に関する啓発、講座などを実施します。	産業振興課	1	・市内事業所の事業主・従業員に向けた企業人権連絡会議講演会「職場におけるアンコンシャスバイアス～無意識の思い込みに気づき、職場のコミュニケーション力を高めよう」を、2024年6月17日に開催した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・ジェンダー平等に関する図書や資料を、対象者を想定しながら充実に努めた。 ・「男女共同参画週間」には、関連する図書を展示した。 ・男女共同参画週間以外でも、センター主催講座に合わせて関連図書の配架を実施。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	中央図書館	2	ジェンダー平等に関する蔵書を継続的に購入した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	公民館	3a	関連書籍の購入や展示は、限られた予算、展示機会の中で、R6年度は実施できなかった。 R7年度以降は、公民館講座等に取り入れる事も考慮しつつ、事業に取り組んでいく。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施します。	人権推進多文化共生課	1	ジェンダー平等市民企画員講演会「パパは女子高生だった『当たり前』って何?」(講師:前田良さん)を実施した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・総合センター「セクマイ相談」相談員による啓発講座「LGBTQ+多様な性を自由に生きる」(講師:おおもりみちよさん)を実施。同時に図書・絵本やイベントチラシの紹介のほか、受講者同士の交流も図った。 ・貼紙の掲示や広報物の配布で「川西市パートナーシップ宣誓制度」の周知に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施しま す。	総合センター	2	毎月第4木曜日にセクシュアル・マイノリティ当事者によるセクマイ相 談・学習会を開催し、当事者やその保護者からの相談に応じた。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	14	メディアリテラシーの向上のための啓発・ 学習を実施します。	人権推進多文 化共生課	2	市ホームページにメディアリテラシーに関する記事を掲載し、啓発を 行った。
I 人権尊重と ジェンダー平 等への意識改 革	2 ジェンダー平 等に関する教育 の徹底	2 家庭・地域・職 場におけるジェン ダー平等の促進	14	メディアリテラシーの向上のための啓発・ 学習を実施します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・講座「映像ジャーナリスト玉本英子さんのウクライナ報告 戦火に生 きる子どもたちの現状」(講師:玉本英子さん)を開催、講座に合わ せて写真展も実施し、メディアリテラシー向上のための啓発・学習の 機会とした。
II あらゆる分 野での女性活 躍の推進	3 政策・方針決 定過程への女性 の積極的参画促 進	1 審議会などへの 女性の登用促進	15	審議会などへの女性委員の登用方策と して公募制度の拡充やクォータ(割当)制 度の導入を検討するとともに、委員就任 の基準を「会長あて職」から「団体の推 薦する者」などにシフトします。	人権推進多文 化共生課	2	女性委員の割合が50%未満で委員改選時期が到来する審議会等 の事務局(担当課長)に、女性委員を積極的に登用するよう文書で 依頼した。
II あらゆる分 野での女性活 躍の推進	3 政策・方針決 定過程への女性 の積極的参画促 進	2 自治会、コミュ ニティ、NPOなど 各種団体における 女性役員の登用 促進	16	自治会、コミュニティ、ボランティア団体、N POなど各種団体における方針決定の場 への女性の参画を促進します。	参画協働課	2	「川西市地域分権の推進に関する条例」に基づき、コミュニティ組織 における意思決定過程において、地域別、課題別、性別、世代別な どの要素を加味した様々な立場の団体が参加するなど、民主的な 規約に則り事業を展開した。
II あらゆる分 野での女性活 躍の推進	3 政策・方針決 定過程への女性 の積極的参画促 進	2 自治会、コミュ ニティ、NPOなど 各種団体における 女性役員の登用 促進	16	自治会、コミュニティ、ボランティア団体、N POなど各種団体における方針決定の場 への女性の参画を促進します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・「地縁組織」(自治会・コミュニティなど)や「志縁組織」(ボラン ティア団体・NPO法人など)の意思決定の場への女性の積極的登 用を促している。 ・「利用登録説明会&交流の場」や「フェスタについて話しあう会」 など大勢が集まる場のほか、平素からあらゆる機会を捉え、方針決 定の場への女性の参画のサポートをしている。 ・併設の市民活動センターの基幹事業である、「市民活動・NPO・ 起業サポート相談」においては、ボランティア団体やNPO法人など からの相談も多く、その際には併設館の利点を活かして、ジェンダー 平等社会の実現の推進を図る視点も含んで、政策や方針決定過程 への女性の積極的な参画をサポートしている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座などを実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・市内事業向けに職場研修として活用できる講座の案内をホームページ掲載やチラシなど広く周知した。(講座例:「セクハラ」「パワハラ」「LGBTQ」など) ・女性活躍応援セミナー「これからの新たなリーダーシップ」を県や商工会青年部と共催で開催した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座などを実施します。	人権推進多文化共生課	2	市ホームページに「基本目標Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)」を含むジェンダー平等推進プランを掲載し、啓発を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座などを実施します。	産業振興課	2	・育児・介護と仕事の両立に向けた柔軟な働き方の促進のため、労政ニュース2月号にて「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正」について掲載し、市内事業所に周知することで啓発を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用促進	18	働きやすい職場づくりを進め、市女性職員の活躍を推進し、女性の管理職への登用を積極的に進めます。	職員課	2	令和6年度末の人事異動においても、女性職員の能力の正当な評価を通じて登用を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用促進	19	校長、教頭、指導主事など教員の管理職などへの女性の登用を積極的に図ります。	教育保育職員課	2	管理職選考において、女性教員へ積極的な受験を呼び掛けた。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用促進	20	市女性職員の活躍推進に向け、研修関係機関などで開催される研修への参加を支援します。	職員課	1	庁内向けに研修機関などで開催されている研修の案内を行った。また、「家庭と仕事の両立」をテーマに女性特有の転機の乗り換え方やライフイベントとのバランスの取り方を学ぶ研修を実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 一人ひとりの働き方の見直しの促進	21	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進多文化共生課	1	市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライフ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスで 幸せな生き方、働き方へ」を実施した。また、ジェンダー平等推進だよりで「育児・介護休業法」改正のポイントなどを周知した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 一人ひとりの働き方の見直しの促進	21	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2024」(産業振興課と共催)第1回「ライフシフト 自分らしく活躍できる場を見つけよう」(講師:瀧井智美さん)、第4回「事例から学ぼう!働くときに知っておきたいルールと権利」(講師:高見香織さん)を実施し、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進した。(育休復帰の不安解消を含む) ・「わが家流 楽しい家事シェア始めてみませんか」(講師:和田恵明さん)や「私にもできる?!リモートワークの可能性」(講師:服部聡子さん)では、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法につながる内容で実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	2 事業所に対する啓発の推進	22	かわにし労政ニュースや市ホームページ、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	産業振興課	1	・育児・介護と仕事の両立に向けた柔軟な働き方の促進のため、労政ニュース2月号にて「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正」について掲載し、市内事業所に周知することで啓発を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	2 事業所に対する啓発の推進	23	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRします。	人権推進多文化共生課	1	市ホームページで企業認定制度・表彰制度などのPRを行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	2 事業所に対する啓発の推進	23	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRします。	産業振興課	1	・市ホームページ「多様な働き方を推進する市内事業所」にて、国・県の表彰、認定制度等をPRしている。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	2 事業所に対する啓発の推進	24	ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰し、その活動内容を広報します。	人権推進多文化共生課	3a	表彰制度の創設に向けて、先進市の制度の研究、要項案の作成を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進多文化共生課	2	ジェンダー平等、男女共同参画に関する講座や人権に関する講座、研修などを実施する場合には、一時保育を行い、子育て中の父母が参加できるように努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・センター主催の講座や交流会には、条件が整う限り、一時保育をつけて実施している。 ・センター事業「保育つきゆったりタイム」では、子育て中の保護者が、一時保育を利用して自分を取り戻す時間を持ち、読書をしたり、同館2階の「川西しごと・サポートセンター」で情報収集をするなど、職業能力開発や就業支援を促す事業を継続している。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	地域福祉課	1	ボランティア活動センターでは、市や市民活動センターなどが主催する講座において、保育ボランティアの派遣を行い、子育て中の男女が講座に参加しやすい環境づくりに取り組んだ。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	こども若者相談センター	1	各種子育て講座を開催する際には、子どもが一緒に参加できるものにした。保護者を対象とした講座の場合は保育ボランティアの協力の元、一時保育を行う等、子育て中の保護者が参加しやすいように配慮した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	26	保育ボランティアを養成し、保育ボランティアグループへの支援を行います。	地域福祉課	1	ボランティア活動センターから赤い羽根共同募金を財源に活動助成金による支援を行うとともに、県民ボランティア活動助成等その他助成金の情報提供を行った。また、ボランティア活動希望者に対して、保育ボランティアの活動を紹介し、人材確保に努めた。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	27	幼稚園、保育所、認定こども園、学校、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	総合センター	1	体育室や遊戯室を遊び場開放するとともに、児童館教室では、母親だけでなく父親の参加も促している
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	27	幼稚園、保育所、認定こども園、学校、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	教育保育課	2	公立園所、認可園で園庭開放事業や地域子育て支援事業を実施したり、子育て相談を行い、地域の子育て支援の推進を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	28	子育てサークルのネットワーク化を図り、子育てに関する情報や活動場所を提供します。	こども若者相談センター	1	子育てサークルの活動や交流支援を一層推進するために、子育て登録グループのルールを整理した。また、交流会や災害時の対応に関する研修会を開催し、活動を支援した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	29	市内の施設に設置している「プレイルーム」に、子育て支援相談員を配置し、子育て相談などを実施します。	こども若者相談センター	1	3か所のプレイルーム(常設・出張)に子育て支援相談員を派遣し、子育て支援講座等の交流の場を提供しながら、子育てに関する相談支援や情報提供等を行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	30	留守家庭児童育成クラブの内容を充実します。	入園所相談課	2	待機児童対策として、川西北・明峰・多田・北陵・久代・緑台（陽明小と合同）小学校内育成クラブにおいて、夏季休業期間中のみの開所を実施し、川西・多田東小学校内育成クラブにおいて、新たに夏季休業期間中のみの開所を実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	31	子育て世帯を地域で支え合うファミリーサポートセンターを充実します。	こども政策課	1	地域に出向いての会員登録会の実施や入会動画の作成など、会員増加に向けた取り組みと事業周知を積極的に行い、事業の充実を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	32	産休明け保育を実施するとともに、3歳未満児の受け入れ人数の弾力的な運用を図り、拡大するほか、市立認定こども園などで午後8時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育、病児・病後児保育を実施します。	教育保育課	2	産休明け保育を実施し、生後57日目からの児童の受け入れ、市立認定こども園での午後8時までの延長保育、民間保育所などで休日保育、病児・病後児保育いずれも実施している。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	32	産休明け保育を実施するとともに、3歳未満児の受け入れ人数の弾力的な運用を図り、拡大するほか、市立認定こども園などで午後8時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育、病児・病後児保育を実施します。	入園所相談課	1	市内認可保育施設のうち半数以上の施設で産休明け保育を実施しているほか、AI入所選考システムを活用するとともに、丁寧な利用調整を行うことで、令和6年4月の国基準の待機児童は0人を継続している。また、希望される児童に対して午後8時までの延長保育や、休日保育、病児・病後児保育を実施している。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	33	川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保育事業や認可保育所などへ移行する際に必要な支援を行います。	入園所相談課	1	認可基準のもと運営して貰うため、適正な指導を行っている。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	34	介護の負担が特に女性に集中することがないように、意識啓発を図ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加していただけるよう呼びかけます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・ジェンダー平等の視点のある、子育て・介護を含む家事分担について考える講座「わが家流家事シェア始めてみませんか」(講師:和田恵明さん)を開催し、意識啓発をはかった。 ・講座開催に合わせ、ジェンダー平等の視点での介護・子育て・家事など関連図書を展示し、意識啓発を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	34	介護の負担が特に女性に集中することがないように、意識啓発を図ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加していただけるよう呼びかけます。	介護保険課	2	家庭内での介護の抱え込みを避けるよう、出前講座等も活用しながら、効果的な介護保険サービスの利用を呼び掛けている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2)取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	35	「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにあたっては、介護負担が女性に偏っていることを是正するための対応策などを盛り込むよう努めます。	介護保険課	2	「介護保険事業計画」については、女性に限定されないが、家庭内での介護の抱え込みを軽減するため「家族介護者支援の充実」を引き続き盛り込んだ。また、今期の計画策定に先立ち実施したアンケート調査の結果も踏まえ、家族介護者の負担軽減と就労継続を支援するため「介護離職の防止」を明記した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 男性の家事・育児などへの参画促進	36	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、男性の家事・育児への参画の必要性などを周知します。	人権推進多文化共生課	1	市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライフ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスで 幸せな生き方、働き方へ」を実施した。また、ジェンダー平等推進だよりでワーク・ライフ・バランスの必要性や、「育児・介護休業法」改正のポイントなどを周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 男性の家事・育児などへの参画促進	36	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、男性の家事・育児への参画の必要性などを周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・講座「わが家流家事シェア始めてみませんか」(講師:和田憲明さん)の開催や兵庫県の「家事シェアシート」の設置、ジェンダー平等推進だより、チラシの配架などにより、男性の家事・育児への参画促進を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 男性の家事・育児などへの参画促進	37	男性の家事・育児への参画を促進する講座を開催します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・男性の家事・育児への参画を促進する講座「わが家流家事シェア始めてみませんか」(講師:和田憲明さん)を開催した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	38	ワーク・ライフ・バランスの必要性やその実践方法などに関する職員研修を実施します。	人権推進多文化共生課	1	市職員、市内事業者、市民などを対象としたワーク・ライフ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスで 幸せな生き方、働き方へ」を職員課と共催で実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	38	ワーク・ライフ・バランスの必要性やその実践方法などに関する職員研修を実施します。	職員課	1	50歳以上職員を対象とした「キャリア充実研修」及び課長補佐級1～2年目職員、主査級4～6年目職員を対象とした「ダイバーシティ研修」において、ワーク・ライフ・バランスの内容を含め講義を行った。また、年度末には、全職員を対象に講演会を実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	39	超過勤務の縮減、育児・介護休業を取得しやすい職場づくり、柔軟な働き方の推進など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境整備に努めます。	人権推進多文化共生課	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会を開催し、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んだ。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	39	超過勤務の縮減、育児・介護休業を取得しやすい職場づくり、柔軟な働き方の推進など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境整備に努めます。	職員課	1	例外的な場合を除き、時間外勤務を原則として行わないよう庁内で徹底したことで、時間外勤務が縮減された。育児関連制度の更新など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境整備に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2)取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	40	会計年度任用職員についても、それぞれの休暇制度等の勤務条件を見直し、仕事と家庭の両立が図れるよう環境を整備します。	職員課	1	私療休暇の一部有給化や、子の看護休暇の取得要件の緩和など、令和7年度施行に向け制度を改正するとともに、周知を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関係法令の趣旨・内容を周知します。	人権推進多文化共生課	2	ジェンダー平等推進だよりで「育児・介護休業法」改正のポイントなどを周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関係法令の趣旨・内容を周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2024」(産業振興課と共催)の第1回「ライフシフト!自分らしく活躍できる場を見つけよう」(講師:瀧井智美さん)を開催し、働き方にまつわる法律情報も提供。 ・第4回「事例から学ぼう!働くときに知っておきたいルールと権利」(講師:高見香織さん)で労働関係法を周知。 ・兵庫県立男女共同参画センター共催の講座「私にもできるリモートワークの可能性」(講師:服部聡子さん)では、雇用形態の違いによる労働関係法について周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関係法令の趣旨・内容を周知します。	産業振興課	1	・労政ニュース8月号にて「労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項に係る制度変更」を、2月号にて「フリーランスの取引に関する新しい法律」や「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正」について掲載し、商工会報誌に同封することで、市内事業主・従業員に周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。なお、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種についても応募者増に努めます。	職員課	1	職種に関わらず、男女ともに均等な受験機会を作るため、各学校等へ募集内容を周知するとともに、採用に関しても男女の別なく能力の実証に基づいた公正な選考を実施している。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。なお、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種についても応募者増に努めます。	教育保育職員課	2	教育委員会における出産・育児休業に関する相談窓口として、相談対応を行い、復帰時の勤務を調整するなどし、雇用継続の実現に至っている。また、子育て中の女性でも勤務しやすいよう、短時間勤務での任用も行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。なお、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種についても応募者増に努めます。	消防本部総務課	2	令和5年度に増築した南消防署久代出張所の女性仮眠室に対し、必要な備品等を配置するなど利用が可能な状態とした。これにより、全ての消防庁舎で女性職員が勤務可能となった。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	1 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	43	性別に関わらず、職員の職域・職務の拡大を図り、計画的な人材育成に努めます。	職員課	2	令和6年度末の人事異動においても、男女の別なく職員個人の能力を最大限に発揮できるよう、ジョブローテーションを通じて適材適所の人事配置を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	44	再就職・起業支援講座の開催や、キャリア・カウンセリングの実施、「女性チャレンジひろば」の開設などにより、女性の職業能力を高めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・「自分らしい働き方を見つけるセミナー2024」(産業振興課と共催)の第1回「ライフシフト!自分らしく活躍できる場を見つけよう」(講師:瀧井智美さん)、第3回「仕事とコミュニケーションスキルの関係」(講師:三田村薫さん)他全4回の再就職支援講座を開催。 ・「女性のためのチャレンジ相談」(第4火曜日午後:3コマ)や県立男女共同参画センター共催の「女性のための働き方セミナー 私にもできる?!リモートワークの可能性」(講師:服部聡子さん)で女性の職業能力を高めた。 ・「女性チャレンジひろば」では、再就職・再就労・起業に関する図書や資料等を配架して、女性の職業能力の開発、就業促進の情報提供を行った。 ・市民活動センター事業の「市民活動・NPO・起業サポート相談」や、センターが相談会場の「キャリア・カウンセリング」(産業振興課)や同館2階の「川西しごと・サポートセンター」とも連携を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	44	再就職・起業支援講座の開催や、キャリア・カウンセリングの実施、「女性チャレンジひろば」の開設などにより、女性の職業能力を高めます。	産業振興課	1	・月4回キャリアカウンセリングを実施。相談者の70%が女性であり、女性の就労支援、職業能力の向上に寄与できた。 ・男女共同参画センターと共催で全4回からなる「自分らしい働き方を見つけるセミナー」を実施。定員80名に対し、89名の参加となった。 ・市主催の全7回の川西女性起業塾ベーシックセミナーを開催。延べ46名の参加となった。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	45	川西しごと・サポートセンターにおける女性の就業促進をはじめ、就職支援セミナーや合同就職面接会を開催します。	産業振興課	1	・川西しごと・サポートセンターで、就労に関する相談や職業紹介等を行った。新規求職者のうち女性の割合は、2月末時点で65%となった。 ・2025年2月20日に、若者キャリアサポート川西・ハローワーク伊丹・川西市の一体的実施事業として、合同就職面接会を実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	46	各種給付金制度の活用などにより、ひとり親家庭の母に対する就労支援を行います。	こども支援課	1	ひとり親家庭の自立を目的とした、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」を支給し就労支援を行った。(H25年度より父子家庭も対象とした。)

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	47	起業に関する相談機関の紹介や、起業家への融資あっせん制度を周知します。	産業振興課	2	・相談者に対して、市主催の川西女性起業塾や商工会実施の起業支援セミナーや相談機関の案内を行った。また、県中小企業融資制度の開業資金をはじめ県施策等の紹介を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	3 あらゆる労働現場での男女平等に対応できる相談体制の充実	48	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「法律相談」や「労働相談」を実施します。	生活安全課	1	原則毎週水曜日と第2・4日曜日に弁護士による法律相談を、第2・4火曜日に司法書士による法律相談を実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	3 あらゆる労働現場での男女平等に対応できる相談体制の充実	48	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「法律相談」や「労働相談」を実施します。	産業振興課	1	・賃金・解雇・労働災害・雇用保険などについて相談できる労働相談を月2回実施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進	5 女性のエンパワメントの推進	3 あらゆる労働現場での男女平等に対応できる相談体制の充実	49	国や県などの関係機関と連携し、雇用や労働に関する情報提供を行います。	産業振興課	1	・就労・労働に関する「課題解決」が主軸の、関係部署横断的な冊子「しごとと困りごとハンドブック」を作成し、関係機関や公共施設に配架した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識の普及促進	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識を普及します。	人権推進多文化共生課	2	市ホームページに「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の現状と課題や用語解説などを記載した第4次ジェンダー平等推進プランを掲載している。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識の普及促進	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識を普及します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・性と生殖に関する健康と権利について体験して学ぶ講座の一環で、講座「夏の終わりにカラダとココロのセルフケア」(講師:太田悠子さん)を開催。それに合わせ、女性の心身の健康に関する図書を展示し啓発を図った。 ・「働くときに知っておきたいルールと権利」(産業振興課と共催)で産休・育休についての知識を提供した。 ・生活困窮者に対する生理用品の配布(県事業)についてトイレや相談室などに無料配布カードを設置し配布した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	1 リプロダクティ ブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関す る健康と権利)に ついての正しい知 識の普及促進	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識を普及します。	保健センター・ 予防歯科セン ター	2	・両親学級 13 回 延べ参加組数 137 組(278 人) (男性 137 人・女性 137 人)
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	1 リプロダクティ ブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関す る健康と権利)に ついての正しい知 識の普及促進	51	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、特別支援学校における性教育の充実を図ります。	教育保育課	1	性教育については、体育、保健体育、道徳、特活など学校教育全体で取り組むことが必要であり、主に小学校では体や心の発達について、中学校では心身の機能の発達と心の健康について指導している。 幼稚園、保育所、認定こども園においては、必要に応じてプライベートゾーンについての保健指導を行っている。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	52	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識の普及啓発を進めます。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・性と生殖に関する健康と権利について体験して学ぶ講座の一環で、講座「夏の終わりにカラダとココロのセルフケア」(講師:太田悠子さん)を開催。それに合わせ、女性の心身の健康に関する図書を展示し啓発を図った。 ・「働くときに知っておきたいルールと権利」(産業振興課と共催)で産休・育休についての知識を提供した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	52	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識の普及啓発を進めます。	保健センター・ 予防歯科セン ター	2	・両親学級 13 回 延べ参加組数 137 組(278 人) (男性 137 人・女性 137 人)
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	53	乳幼児等医療費助成制度を実施します。	医療助成・年 金課	1	0歳から中学3年生までの医療費の全額助成を所得制限なしで実施。また高校生の入院費についても、所得制限なしで全額助成を実施。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	54	阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムの整備、産科診療体制の整備を行います。	保健・医療政 策課	1	小児救急の輪番体制や産科診療体制の維持に努めました。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	55	「川西市子ども・若者未来計画」を推進し ます。	こども政策課	1	同計画が令和6年度で期間満了になることから、令和7年度を開始 年度とする「第2期こども・若者未来計画」策定を進め、完了した。 (令和7年度～令和11年度) 同計画に基づき、安心して生み育てら れる環境整備などこども・子育て・若者施策を総合的かつ一体的に 推進する。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	2 安心して産み育 てられる環境の整 備	56	市営住宅の募集に際し、母子家庭などの 優先枠の確保に努めます。	住宅政策課	1	令和6年度第1回、第2回市営住宅入居者募集において、母子家庭 などの優先枠を設けました。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	3 生活上の困難 を抱えた人々への 支援	57	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとり の生活課題を踏まえ、専門機関などとの 連携により適切な支援を進めます。	地域福祉課	1	生活困窮者の自立に向け、丁寧に相談を聞き、課題を整理しながら 必要に応じて関係機関と連携し、必要な支援を提案している。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	3 生活上の困難 を抱えた人々への 支援	58	女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応 じます。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	「女性のための相談」において、女性が抱えるさまざまな悩みの相 談に応じた。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	3 生活上の困難 を抱えた人々への 支援	59	精神的な悩みなどに関する相談を充実し ます。	障害福祉課	1	毎月第3金曜日に医師による「心の相談」を実施するとともに、市障 がい者基幹相談支援センターや地域の委託相談支援事業所に精 神保健福祉士など専門的な相談員を配置し、相談を実施している。 このほか、地域には県の委嘱を受けている精神障がい者相談員が 配置され、身近な問題について相談を受け、適切な助言等を行って いる。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	3 生活上の困難 を抱えた人々への 支援	60	ひとり親家庭等のさまざまな悩みなどの 相談に応じ、自立に向けた就労支援等を行 います。	こども支援課	1	母子・父子自立支援員による面談や相談を通じ、相談者の心理的 状態も鑑みながら対応し、就業相談から就業情報の提供等、就業 支援サービスや養育費相談など生活支援相談を行った。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	4 女性・男性の更 年期、ストレス、自 殺防止に関する情 報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止 に関する情報を提供します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・講座「夏の終わりにカラダとココロのセルフケア」(講師：太田悠子 さん)でストレスの緩和を図った。 ・「女性のための相談」や近隣地域の「男性のための相談」、その他 各種相談のチラシやパンフレット、ポスターを配架し情報提供した。 ・困難を抱えた人々への支援として、県と連携し生理用品の無料配 布を行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	4 女性・男性の更 年期、ストレス、自 殺防止に関する情 報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止 に関する情報を提供します。	地域福祉課	1	自殺防止に関しては、市民・職員対象にコミュニケーション講座を各 1回実施したほか、「若年層の自殺防止」をテーマにセミナーを実施 した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	4 女性・男性の更 年期、ストレス、自 殺防止に関する情 報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止 に関する情報を提供します。	障害福祉課	2	市ホームページに「こころの健康チェック」やうつ病に関する情報を 掲載しているほか、窓口で相談を受けた際は、適切な関係機関等を 紹介している。また、県からの通知等を関係機関へ情報提供、共有 している。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	4 女性・男性の更 年期、ストレス、自 殺防止に関する情 報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止 に関する情報を提供します。	保健センター・ 予防歯科セン ター	2	相談内容に応じて、関係所管と連携して情報提供を行っている。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	5 スポーツ活動と 健康診断などによ る健康の保持・増 進	62	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援 や、レクリエーションスポーツ大会の開催 など、生涯スポーツの推進とサポート体制 の充実に努めます。	文化・観光・ス ポーツ課	1	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援策として「情報連絡会」を開 催し、各クラブの現状や取組みの共有・意見交換ができる場を提供 した。(2回) また、レクリエーションスポーツ大会として「ふれあいスポーツフェス ティバル」を開催することで、生涯スポーツの推進に努めた。(3回)
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	5 スポーツ活動と 健康診断などによ る健康の保持・増 進	63	身近な地域で運動を実践・継続できるよ う、市内公共施設などの情報集約を行 い、目的に応じた施設や事業の案内に努 めます。	文化・観光・ス ポーツ課	1	広報誌やHPに社会体育施設でのスポーツイベントなどの情報を掲 載し、利用者の目的に応じた情報提供を実施した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	5 スポーツ活動と 健康診断などによ る健康の保持・増 進	64	生涯を通じた健康の保持・増進のため、 健康診査や保健指導、各種相談を充実し ます。	保健センター・ 予防歯科セン ター	2	・女性の適切な健康保持増進が図られるよう、生活習慣病予防教 室では骨粗しょう症をテーマとした回を開催(年4回)した。 ・妊娠時の歯科健診を歯科医院で無料受診できる受診券を配布し た。 ・1歳児親子歯科健診では、出産後放置しがちな保護者の歯科健 診を行った。保護者健診数(255名) ・3・4・5歳児歯科検診(月1回)では、来所される保護者に対して、 若年齢からの各種健(検)診の受診勧奨を促した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	6 一人ひとりに 応じた健康づくり と困難を抱えた 人々への支援	5 スポーツ活動と 健康診断などによ る健康の保持・増 進	65	中小企業のパートを含む労働者に対し、 健康診断などの受診機会を提供します。	産業振興課	1	・従業員50人未満の事業所を対象に、事業所健診を実施し、27事 業所の健診を行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	7 国際的な協調 とジェンダー平等 の視点による多 文化共生の推進	1 ジェンダー平等 に関連する国際規 範・基準について の情報提供	66	ジェンダーギャップ指数やSDGs、女子差 別撤廃条約など、ジェンダー平等に関す る国際的な取り組みについて情報提供、講 座を実施します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・国際女性デーに合わせて「Mimosa交流会」を実施したり、「映像 ジャーナリスト玉本英子さんのウクライナ報告 戦火に生きる子ども たち」(写真展も同時期に実施)を開催し、ジェンダーギャップ指数 やSDGs、女子差別撤廃条約など、ジェンダー平等に関する国際的 な取り組みについて情報を提供した。 ・ジェンダーギャップ指数が掲載されている「ジェンダーだより」を配 架し、各講座開催の際にも積極的に配架し、意識啓発を図った。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	7 国際的な協調 とジェンダー平等 の視点による多 文化共生の推進	2 外国人を対象と した相談窓口の設 置とジェンダー平 等に関する情報提 供	67	外国人を対象とした相談窓口を設置しま す。	人権推進多文 化共生課	2	令和7年3月に「外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します」 と明記した川西市多文化共生推進指針を策定するとともに、令和7 年6月の導入を目途に翻訳機2台、通訳者が通訳するタブレット通 訳機1台の予算を確保した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	7 国際的な協調 とジェンダー平等 の視点による多 文化共生の推進	2 外国人を対象と した相談窓口の設 置とジェンダー平 等に関する情報提 供	68	市内在住の外国人に対して、ジェンダー 平等に関する情報提供を行います。	人権推進多文 化共生課	1	国籍に関係なくすべての人に情報を届けられるように、多言語翻訳・ 音声読み上げができる無料アプリ「Catalog Pocket」でジェン ダー平等推進だよりを読むことができるようにするとともに、市ホー ムページに「日本語以外を母語とする人に向けたページです」を開 設した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	7 国際的な協調 とジェンダー平等 の視点による多 文化共生の推進	2 外国人を対象と した相談窓口の設 置とジェンダー平 等に関する情報提 供	68	市内在住の外国人に対して、ジェンダー 平等に関する情報提供を行います。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・民間の相談機関から送付された外国語表記のDV支援機関のリー フレット・カード・チラシなどを配架し、情報提供に努めた。 ・兵庫県立女性家庭センター発行の「DVに気づいて」という10ヶ国 語(10種類)で書かれたパンフレットを配架し、情報提供を行った。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	7 国際的な協調 とジェンダー平等 の視点による多 文化共生の推進	2 外国人を対象と した相談窓口の設 置とジェンダー平 等に関する情報提 供	69	外国人DV被害者が母語で被害者支援 に関する制度を理解できるよう、兵庫県 作成のDV啓発リーフレット(10カ国語)、 法務省作成の外国語による人権相談案 内リーフレット(10カ国語)を、公民館な ど市内公共施設に配架します。	人権推進多文 化共生課	2	兵庫県立女性家庭センター発行の「DVに気づいて」という10ヶ国 語で書かれたパンフレットをそれぞれ市内3階のリーフレット立てに 配架している。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心して暮らせる環 境づくり	8 防災・災害復 興におけるジェ ンダー平等の推進	1 地域防災体制 のジェンダー平等 の推進	70	防災会議の委員に占める女性の割合を 高めるよう取り組むとともに、地域防災計 画について、その時期に応じたジェンダー 平等の視点を組み込むように改訂します。	危機管理課	2	女性委員の割合は前年と同数であったが、目標達成に向けて、引き 続き関係部署との調整を進める。 なお、地域防災計画の改訂時には、各委員に女性の視点に配慮し た見直しを依頼した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	8 防災・災害復 興におけるジェ ンダー平等の推 進	1 地域防災体制 のジェンダー平 等の推進	71	地域での防災事業・各種イベントなど において防火・防災の普及啓発活動や救 命講習の指導などを行う女性消防団員 の入団を促進します。	消防本部総務 課	2	令和6年度は入団4名、退団2名で、団員数は昨年度より2名増の 27名となった。 また、これまで在籍団員が女性のみであった分団に男性団員1名 が入団したことで、各地区で開催されたイベントなどでは、より活発 に活動を実施し、男女を問わず入団募集チラシの配布や呼びかけ など入団促進策を実施した。
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	8 防災・災害復 興におけるジェ ンダー平等の推 進	1 地域防災体制 のジェンダー平 等の推進	72	ジェンダー平等の視点による防災・災害 復興の啓発を行います。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・出張講座「いざ、まさかはふだんから 暮らしの中から気づく防災」 を市内公民館(清和台・東谷)にて開催、ジェンダー平等の視点に よる防災・災害復興の啓発を図った。 ・防災に関するパネルや図書などを展示し啓発を図った。(市民活 動センターと共催)
Ⅲ 誰もが生き 生きと安心し て暮らせる環 境づくり	8 防災・災害復 興におけるジェ ンダー平等の推 進	2 避難所運営へ の女性の参画	73	災害時においてジェンダー平等の視点で 避難所運営ができるよう、地域の避難所 運営マニュアル作成を支援するとともに、 災害時の避難所運営組織に女性の参画 を促します。	危機管理課	2	地域の避難所運営マニュアルの基本となる市避難所運営マニュアル 基本モデル並びに市避難所運営ガイドラインを改定し、女性の避 難所運営への参画促進や、ジェンダー等の視点に配慮した避難所 運営を行う項目等を記載した。
Ⅳ あらゆる暴 力の根絶	9 配偶者等から のあらゆる暴力 (DV)の根絶	1 DV防止に向け た啓発・教育の徹 底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参 画センター情報紙、パンフレットなどを利 用し、DV・デートDVは個人の人権を踏み にじる重大な人権侵害であることを啓発 します。	人権推進多文 化共生課	1	ジェンダー平等推進だよりや市ホームページにDVに関する啓発記 事を掲載した。
Ⅳ あらゆる暴 力の根絶	9 配偶者等から のあらゆる暴力 (DV)の根絶	1 DV防止に向け た啓発・教育の徹 底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参 画センター情報紙、パンフレットなどを利 用し、DV・デートDVは個人の人権を踏み にじる重大な人権侵害であることを啓発 します。	人権推進多文 化共生課 (男女共同参 画センター)	1	・配偶者暴力相談支援センターを始めとするDV・デートDVに関する 相談窓口の周知や、早期発見・通報などの重要性の啓発について は、各種チラシやリーフレットの配架、窓口での配布で対応している。 ・「女性のための相談」では、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報誌での周知のほか、センター情報紙・WEBサイトに掲載、 チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して対応している。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」時の「カフェ・パレット」で は、パネルの展示のほか、ミニ講義(スタッフ)とワークショップ「パー プルリボンづくりをしながら話ませんか」を実施した。
Ⅳ あらゆる暴 力の根絶	9 配偶者等から のあらゆる暴力 (DV)の根絶	1 DV防止に向け た啓発・教育の徹 底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参 画センター情報紙、パンフレットなどを利 用し、DV・デートDVは個人の人権を踏み にじる重大な人権侵害であることを啓発 します。	こども若者相 談センター	2	市のホームページを利用し、DVが重大な人権侵害であることを啓 発した。また、DVに関するリーフレットなども窓口で配架し、啓発に取 り組んだ。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	人権推進多文化共生課	1	川西市DV防止ネットワーク会議の構成員及び支援に携わる機関の職員・支援員、市民を対象に、こども若者相談センターと共催で、DV研修会を実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	jn
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	地域福祉課	2	民児連として、人権啓発研修を実施。民生委員・児童委員に対して、DVに関する事例を紹介しながら啓発を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	こども若者相談センター	1	関係機関職員を対象に、DV防止ネットワーク会議や人権推進多文化共生課と共同で講習会を開催し、関係機関職員間の共通認識の確認を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	76	中学生や高校生に対し、デートDVに関する啓発パンフレットを配布するなど、学習の機会を設けることで理解と意識の向上を目指します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・出張講座「自分も相手も傷つかないコミュニケーション」を市内中学校で実施し、デートDVの予防にも有効なアサーションを学習する機会とした。 ・センターで自習している小中高生を対象に、デートDVに関するリーフレットや図書を、目に留め手に取りやすいように配架した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたテーマで、パネルやポスターを展示し、相談機関のチラシの配架や、DVに関する図書の展示も実施。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	77	小・中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」、デートDVを含めた「生命の安全教育」を実施します。	教育保育課	2	よりよく生きていくための基盤となる道徳性を養うことを目的に、道徳科を要としながら学校教育全体で道徳教育に取り組んでいる。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	77	小・中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」、デートDVを含めた「生命の安全教育」を実施します。	インクルーシブ推進課	2	よりよく生きていくための基盤となる道徳性を養うことを目的に、道徳科を要としながら学校教育全体で道徳教育に取り組んでいる。人権教育においても、各校の実情に応じて実施している。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVに関する研修会を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・出張講座「自分も相手も傷つかないコミュニケーション」を市内中学校で実施し、デートDVの予防にも有効なアサーションを学習する機会とした。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」時の「カフェ・パレット」では、パネルの展示のほか、ミニ講義(スタッフ)とワークショップ「パープルリボンづくりをしながら話ませんか」を実施し、成果物のパープルリボンはセンターの他「子育てフェスティバル」でも配布した。 ・学校やPTAなどへDVやデートDVに関する出張講座の募集を行った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVに関する研修会を実施します。	こども若者相談センター	1	関係機関職員を対象に、DV防止ネットワーク会議や人権推進多文化共生課と共同で講習会を開催し、関係機関職員間の共通認識の確認を行った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVに関する研修会を実施します。	インクルーシブ推進課	2	今年度はDV・デートDVに特化した研修会は実施できなかったが、様々なハラスメント、部落差別、インターネットによる人権侵害、障がい者、性的マイノリティ等、新たな人権課題にも対応した幅広い内容の研修等を実施している。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・マニュアルを念頭に、配偶者暴力相談支援センターなど市内各機関と常に密に連携を取りながら業務にあたっている。 ・県主催の研修や「阪神北地域DV防止対策協議会」「川西猪名川被害者支援連絡協議会」に参加し、情報交換・情報共有・連携強化に努めている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	生活支援課	2	OJTにより面接相談技術の向上に努めるとともに、相談内容に応じて関係所管と連携し、迅速な対応に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	介護保険課	2	養護者による高齢者虐待対応の中で、DVセンターを含めた多機関と、早期発見や迅速な対応をめざし、連携を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	こども若者相談センター	1	関係機関職員を対象に、DV防止ネットワーク会議や人権推進多文化共生課と共同で講習会を開催し、関係機関職員間の共通認識の確認を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	保健センター・予防歯科センター	2	相談に対してマニュアルに基づき関係所管と連携し、対応に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	インクルーシブ推進課	2	マニュアルに基づき、相談内容に応じて関係機関との連携を図り、情報共有を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	80	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・配偶者暴力相談支援センターを始めとするDV・デートDVに関する相談窓口の周知や、早期発見・通報などの重要性の啓発については、各種チラシやリーフレットの配架、窓口での配布で対応している。 ・センター事業「女性のための相談」においては、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報誌での周知のほか、センター情報紙・WEBサイトに掲載、チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して対応している。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」時の「カフェ・パレット」では、パネルの展示のほか、ミニ講義(スタッフ)とワークショップ「パープルリボンづくりをしながら話ませんか」を実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	80	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	こども若者相談センター	1	ホームページを利用し、DVが重大な人権侵害であることや、各種相談窓口を周知した。また、広報誌にDV相談の相談窓口や電話番号を掲載した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・国・県が主催するDV研修会などへは、スタッフや専門相談員・カウンセリングボランティアの相談員も可能な限り積極的に参加して研鑽を積んでいる。 ・センター主催講座はすべて研修として扱い、スタッフは交代で参加するなど資質向上に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	生活支援課	2	研修会への参加は無かったが、OJTにより面接相談技術の向上に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	介護保険課	2	DVに限らず、虐待や権利擁護に係る研修に参加し知識を深めた。また、川西市成年後見支援センター”かけはし”や地域包括支援センターと連携して、市内の介護支援専門員等を対象に権利擁護支援スキルアップ研修を開催し、関係機関の知識の啓発に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	こども若者相談センター	1	県が主催する研修会に参加した。また、人権推進多文化共生課と共同での講習会を開催した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	保健センター・予防歯科センター	2	母子保健研修会等で内容を含む研修に出席し、知識を深めた。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	インクルーシブ推進課	2	DVに特化した研修会への参加はできなかったが、国・県が主催する様々な人権問題を扱った研修会への参加をした。また、市独自の研修会の充実に引き続き努めたい。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	指定管理者運営のセンターができることを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、市「配偶者暴力相談支援センター」職員、センター「女性のための相談」専門相談員、センタースタッフとの連携強化を図り、緊急時における被害者の安全確保も含めた対応に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	生活支援課	2	生活支援課では入所支援を行う受け入れ施設を持たないので、必要な場合は一時保護施設等を所管している機関と連携するように努めている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	こども若者相談センター	1	DV被害者からの一時保護等の相談があった場合は、身の安全を確認し、速やかに事情を聞き、一時保護施設に避難させる等、迅速な対応を行った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	こども若者相談センター	1	児童虐待の疑いがあると通告を受けた場合は、関係機関と連携をとり、速やかに安全確認を行い、要保護児童対策協議会(ケース検討会議)を開催する等して迅速に対応をした。 また、SSWや教育相談を通じて児童虐待の疑いを把握した場合は、課内の家庭児童相談や、川西こども家庭センターなど関係機関と連携・情報共有し、対応した。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	インクルーシブ推進課	1	虐待の可能性がある案件について、校園所が迅速に関係機関と連携がとれるよう日頃からこども若者相談センターと情報共有を行っている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	入園所相談課	2	保育所については、入所選考時に「DV・児童虐待」に調整指数を設けており、受け入れにおいて配慮を行っている。 留守家庭児童育成クラブに入所する児童について、関係機関ならびに支援員と連携を図り、適切な対応に努めた。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	84	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	市民課	1	住民票等の請求があった際は、担当者が直接請求内容を確認し、不当な請求であれば拒否するなど適切な受付を行い、情報管理をしている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	84	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	国民健康保険課	1	市民課よりDV支援措置設定者のリストが配布されると、加入・喪失手続きの際に、個別に対応できるよう住基情報システムのメモに入力し課内の情報共有を行った。また、高額療養費支給対象者や医療費のお知らせについては抜き取りを行い、発送可能かの確認ができるよう抜き取りリストに追加した。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	85	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	こども若者相談センター	1	住民票を異動させずに居所を移した場合には、子どもの居住地等とも連携をとり、居所や学校などの子どもの福祉を確保した。また、その情報は適切に管理した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	3 DV被害者の安全確保	85	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	教育総務課	1	個別事情によつて的確に対応するとともに情報管理を適切に行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	86	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	地域福祉課	1	経済的に困窮している人に対して、関係機関と連携しながら、就労支援等を行うとともに、自立・再生に向けた情報提供を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	86	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	生活支援課	1	要保護状態にある人に対して、生活保護による必要な支援を実施するとともに、就労支援員による就労支援など自立・再生に向けた情報提供を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	市民課	1	住所異動等の手続き後、住民票及び戸籍附票における支援制度についてわかりやすく説明し、情報提供を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	医療助成・年金課	1	個別の事案に応じて関係機関や外部機関と連携を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	国民健康保険課	1	国民健康保険の加入や喪失手続きの際は、世帯メモの確認を必ず行い、対象者には手続きによって送付される通知などの説明を行い、必要であれば通知に記載される変更理由の文言を変えるなど個別に対応しました。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	88	市営住宅の募集に関する情報提供を行うほか、DV被害者を市営住宅入居抽選の優先枠対象者としします。	住宅政策課	1	令和6年度第1回、第2回市営住宅入居者募集において、DV被害者などの優先枠を設けました。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・指定管理者運営のセンターができることを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、市「配偶者暴力相談支援センター」職員、センター「女性のための相談」専門相談員、センタースタッフとの連携強化を図り、就労支援の講座実施など、被害者の経済的自立に向けた支援に努めている。 ・「女性のためのチャレンジ相談」(第4火曜日午後:3コマ ※県立男女共同参画センターと共催)や、市民活動センター事業の「市民活動・NPO・起業サポート相談」のほか、センターを会場としている「キャリア・カウンセリング」(産業振興課)、同館2階の「川西しごと・サポートセンター」での相談とも連携し、経済的自立へのサポートを行っている。 ・「女性チャレンジひろば」では、再就職・再就労・起業等に関する図書や資料等を配架して、情報提供に努めている。 ・生活困窮者に対する生理用品の配布(県事業)についてトイレや相談室などに無料配布カードを設置し配布した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	産業振興課	2	・就労に関する相談ができる川西しごと・サポートセンターや月4回実施しているキャリアカウンセリングに関するチラシを作成し、庁内、関係機関、公共施設等で配架した。また、就労・労働に関する「課題解決」が主軸の、関係部署横断的な冊子「しごと困りごとハンドブック」を作成した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	地域福祉課	2	各公的制度の情報提供を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	こども若者相談センター	1	被害者が経済的又はそのほかの理由で、住居を確保できない状況においては、母子生活支援施設へ入所させたり、経済的な自立に向けた各種手続きや関係機関を案内するなどの支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	90	被害者の就業活動を支援するため、保育所や留守家庭児童育成クラブへの優先的な受け入れを行います。	入園所相談課	2	留守家庭児童育成クラブに入所を希望する児童について、関係機関ならびに支援員と連携を図り、優先的な受け入れを行い就業活動の支援に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・センター事業「女性のための相談」(特に専門相談員(※)によるもの)においては、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報紙での周知のほか、センター情報紙・WEBサイトに掲載、チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して周知している。 (※)専門相談員:公認心理士や日本フェミニストカウンセリング学会の認定フェミニストカウンセラーの有資格者
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	こども支援課	1	母子・父子自立支援員による面談や相談を通じ、相談者に寄り添った支援を行った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	こども若者相談センター	2	支援が必要な場合は、教育相談を紹介するなど、被害者の心理ケアを行うとともに、関係期間と情報共有して支援した。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	92	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・センター事業「女性のための相談」(特に専門相談員(※)によるもの)においては、DVでの「気持ちの整理」を担っている。 ・専門相談員は、公認心理士や日本フェミニストカウンセリング学会の認定フェミニストカウンセラーの有資格者で、必要に応じて医師や精神保健福祉士との連携も取っている。 ・より専門性の高い相談が必要な場合は、保健センターなどとの連携で、医療機関の紹介につなげるほか、自助グループの紹介も行っている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	92	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	障害福祉課	1	毎月第3金曜日に医師に「心の相談」を実施するとともに、川西市障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所に精神保健福祉士など専門的な相談員を配置し、相談を実施している。また、必要に応じ地域の自助グループなどを紹介している。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	92	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	こども若者相談センター	2	必要性があると判断した場合には、「心の相談」をはじめとする関係機関が行っている施策を紹介し、被害者の心理ケアを図った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	人権推進多文化共生課	1	女性に対する暴力対策部会を開催し、関係所管の連携を強化した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	県主催の研修や「阪神北地域DV防止対策協議会」「川西猪名川被害者支援連絡協議会」(ケース検討など)にも参加し、情報交換・情報共有・連携強化も図っている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	地域福祉課	2	部会員として参画。各関係機関との連携強化に努めている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	生活支援課	2	要保護者の個別の事情に応じて、必要なケース検討会議に参加してケース処遇方針の決定等の支援を行った。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	介護保険課	2	事前に市関係所管から相談を受け対応するなど、平素から連携を迅速に図る体制を整備している。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	93	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	こども若者相談センター	1	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、「DV防止ネットワーク会議」において、市関係機関との連携を深めた。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課	2	DV防止ネットワーク会議に参加し、情報の共有化や連携強化に努めた。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・「県内男女共同参画センター等連絡会議」や「阪神北地域DV防止対策協議会」「川西猪名川被害者支援連絡協議会」に参加し、情報の共有化や連携強化に努めた。 ・市内外の民間支援団体と常に顔と顔でつながる関係性を築き、そのネットワークを活かした情報収集・情報提供に努めている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	市民課	1	年度末に開催された「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、情報の共有、連携強化に努めた。 また、今年度は猪名川町において阪神地区DV被害者等支援措置事務研究会が開催され、関係機関と連携し、対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	地域福祉課	2	委員として参画。各関係機関との連携強化に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	障害福祉課	1	「川西市DV防止ネットワーク会議」に出席し、情報の共有を行った。 また、個別の事案に応じて関係機関と連携して対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	生活支援課	2	個別の事案に応じて関係機関と連携して対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	介護保険課	2	令和6年度「川西市DV防止ネットワーク会議」へ参加し、情報共有に努めた。また、事前に市関係所管から相談を受け対応するなど、平素から連携を迅速に図る体制を整備している。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	こども支援課	1	ネットワーク会議や講習会へ参加し、DV被害者へのより良い支援方法を学ぶとともに関係所管と連携を図ることができた。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	こども若者相談センター	1	「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催し、関係機関と連携を図った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	保健センター・予防歯科センター	2	会議の参加機関として、連携強化に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	住宅政策課	2	「川西市DV防止ネットワーク会議」に出席し、情報の共有化や連携強化に努めました。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	教育総務課	1	「川西市DV防止ネットワーク会議」での内容を元に情報の共有化や連携強化を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	インクルーシブ推進課	2	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、情報の共有化や連携強化に努める。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	入園所相談課	2	「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、情報の共有化や連携強化に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・「県内男女共同参画センター等連絡会議」や「阪神北地域DV防止対策協議会」「川西猪名川被害者支援連絡協議会」に参加し、情報の共有化や連携強化に努めた。 ・市内外の民間支援団体と常に顔と顔でつながる関係性を築き、そのネットワークを活かした情報収集・情報提供に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討を行います。	生活支援課	2	個別の事案に応じて関係機関と必要な情報共有と連携を行い対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討を行います。	こども若者相談センター	1	情報交換を行うなど、必要に応じて連携を図りながら支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	96	民間支援団体が自主的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・市内外の民間支援団体とも常に顔と顔でつながる関係性を築き、団体のDV防止活動への効果的なサポートを行うほか、各所とのコーディネートなども行っている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	96	民間支援団体が自主的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	こども若者相談センター	2	現在、民間の支援団体が行うDV対策事業への財政的な支援は行っていないが、個別のケースにおいては、情報連携をしながら、協力関係を築いている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	指定管理者運営のセンターができることを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、市「配偶者暴力相談支援センター」職員、センター「女性のための相談」専門相談員、センタースタッフとの連携強化を図り、市町の枠を超えた広域連携ネットワーク構築に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	生活支援課	2	個別の事案に応じて関係機関と必要な情報共有と連携を行い対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	こども若者相談センター	1	公営住宅への優先入居や一時避難を申し立てるための様式を市の要綱に加えている。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	人権推進多文化共生課	2	市役所1階リーフレット立てに厚生労働省作成の冊子「職場でつらい思いしていませんか？ 職場でのあらゆるハラスメントは許されません」やチラシを配架している。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの用語解説を記載した第4次ジェンダー平等推進だよりを市ホームページに掲載している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・センター情報誌Hopp(ゼーの)でセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発を図った。 ・市内の主な事業所に、職場研修として活用できる講座案内を送付して広く周知した。(講座例:「セクハラ」「パワハラ」「LGBTQ」など) ・川西市商工会会報誌に、講座案内や啓発チラシの折込を依頼し、市内事業所1500か所へ配布するなど広報した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	職員課	1	階層別研修に加え、職域でもハラスメントに関する研修を行うなど、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2)取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	産業振興課	1	・市内事業所の事業主・従業員に向けた企業人権連絡会議講演会を年2回実施。第1回が「職場におけるアンコンシャスバイアス」、第2回が「人権デューデリジェンス」がテーマであった。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	インクルーシブ推進課	2	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行い、啓発・学習を推進する。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	人権推進多文化共生課	1	毎月第3金曜日に人権擁護委員による特設人権相談を実施している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・「女性のための相談」において、様々なハラスメントに関する相談にも対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	職員課	1	ハラスメント外部相談窓口を設置し、全職員に対して周知を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	生活安全課	1	原則毎週水曜日と第2・4日曜日に弁護士による法律相談を、第2・4火曜日に司法書士による法律相談を実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	産業振興課	1	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどについて相談できる労働相談を、月2回実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	100	ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進多文化共生課	2	市役所1階に性犯罪や性暴力の防止に関するポスターを掲示するとともに、ストーカー行為や性的な被害を受けたときの相談電話カードを配架している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	100	ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、ポスターの掲示・チラシ配架・図書の展示などを行い、情報提供と啓発を図った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたテーマで関連図書の展示やポスターの掲示を行った。 ・「女性のための相談」においても、様々なハラスメントに関する相談に対応した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	101	インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化」が人権を侵害していること、また誰もが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう啓発を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、ポスターの掲示・チラシ配架・図書の展示などを行い、情報提供と啓発を図った。 ・携帯電話、インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、「性の商品化」が女性の人権を侵害していることなどが記載されたポスター・チラシ・リーフレットを掲示・配架し啓発に努めた。 ・相談があった場合は、市民活動センター事業の「ICTに関するちょっと相談」と連携して対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	101	インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化」が人権を侵害していること、また誰もが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう啓発を行います。	インクルーシブ推進課	2	性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性について啓発を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	102	高齢者虐待防止法を周知するとともに、高齢者虐待に関する相談体制の充実と関係機関のネットワークを強化します。	介護保険課	2	中央地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を図り虐待ケースに対する多面的・継続的な支援を実施した。高齢者虐待対応（予防）マニュアルに基づき、さらなる相談体制の充実と連携強化に努めている。ほかにも、地域包括支援センターと関係機関で情報交換を行う機会を設けネットワーク強化に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	103	障害者虐待防止法を周知するとともに、障がい者虐待に関する相談体制と自立支援の充実を図ります。	障害福祉課	1	川西市障がい者基幹相談支援センター内に虐待防止の相談窓口を設けるなど相談体制を整備しており、虐待防止や解決に努めている。令和6年度では、基幹相談支援センターが市内事業所へ訪問し、チラシの配布とともに、虐待防止法の説明など啓発を行った。また、市民、事業者向けの虐待防止研修を実施し、市民や事業者の意識改革に努めた。引き続き、障害福祉サービスや障害者虐待防止法などの周知・啓発を行うとともに、相談支援事業所などと連携、協力を図りながら、障がい者が適切なサービスを受けられるよう支援していく。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	104	児童虐待防止法を周知するとともに、児童虐待に関する相談体制と関係機関のネットワークを強化します。	こども若者相談センター	1	駅周辺でののぼり旗の設置及び啓発グッズの配布、児童虐待防止講演会の開催等、児童虐待防止について周知を行った。 また、年7回の要保護児童対策協議会や必要に応じたケース会議を開催し、関係機関のネットワークの強化を図った。
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	1 庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進行管理	105	「男女共同参画推進本部」の活性化を図ることで、施策推進体制を強化します。	人権推進多文化共生課	2	市長を本部長、部長級職員を本部員とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的な男女共同参画施策の推進に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己 評価	(進捗自己評価1・2)取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができなかった理由
V ジェンダー 平等施策の推 進と進行管理	II ジェンダー平 等施策の推進体 制の強化	I 庁内の推進体 制の整備・強化と 評価指標(数値目 標)による進行管 理	106	プラン策定とその進行管理のための諮 問・専門機関として、引き続き「男女共 同参画審議会」を設置し、必要に応じて開 催します。	人権推進多文 化共生課	1	男女共同参画審議会を開催し、第3次男女共同参画プラン【改定 版】の進捗状況について報告するとともに、第4次ジェンダー平等推 進プランに基づく事業等についてご意見をいただいた。
V ジェンダー 平等施策の推 進と進行管理	II ジェンダー平 等施策の推進体 制の強化	I 庁内の推進体 制の整備・強化と 評価指標(数値目 標)による進行管 理	107	評価指標(数値目標)を設定し進行管理 を行うとともに、その進捗状況を定期的に 公表します。	人権推進多文 化共生課	2	評価指標(数値目標)を設定し進行管理を行うとともに、結果につ いては市ホームページで公表した。
V ジェンダー 平等施策の推 進と進行管理	II ジェンダー平 等施策の推進体 制の強化	I 庁内の推進体 制の整備・強化と 評価指標(数値目 標)による進行管 理	108	男女共同参画推進条例を周知します。	人権推進多文 化共生課	2	男女共同参画推進条例に関する記事をホームページに掲載し周知 に努めた。
V ジェンダー 平等施策の推 進と進行管理	II ジェンダー平 等施策の推進体 制の強化	2 男女共同参画 センターの周知徹 底	109	市広報誌や市ホームページ、その他あら ゆる媒体を活用し、男女共同参画セン ターの一層の周知を図ります。また、同セ ンターのフリースペースに多くの人を呼び 込めるような講演会や催しなどの開催を 検討します。	人権推進多文 化共生課	1	全戸配布のジェンダー平等推進だよりに、男女共同参画センターの PR記事を掲載するとともに、市ホームページで周知を図った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取り組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	2 男女共同参画センターの周知徹底	109	市広報誌や市ホームページ、その他あらゆる媒体を活用し、男女共同参画センターの一層の周知を図ります。また、同センターのフリースペースに多くの人を呼び込めるような講演会や催しなどの開催を検討します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・広報かわにし「ジェンダー平等推進だより」では、ジェンダー平等に関する内容と、市民に親しまれている「パレットかわにし」の呼称を用いた施設案内を掲載して周知を図った。 ・広報告知や周知にあたっては、想定する対象者別にメディア媒体を使い分け、WEBサイト・SNS・センター情報・紙・チラシ・リーフレットなどで、施設紹介やセンター事業をPRした。 ・図書情報紙「図書コーナーからのお知らせ!」では、センターの周知と同時に、男女共同参画関連の蔵書や新刊本を紹介して、図書の利活用からの男女共同参画推進を図った。 ・周年事業の「パレットかわにし22周年フェスタ」では、「フェスタ月間」として6月に約1か月間の開催で実施した。 ・「パレットかわにし22周年講演会」では、「ミニコンサートと防災のお話」(講師:石田裕之さん)を開催した。 ・当センターが大事にしている「利用者自治」の事業として、次年度に向けた「フェスタについて話しあう会」や「ロッカーの利用について話しあう会」を実施した。このように、「頼りにされるセンター」を目指し事業を遂行している。 ・フリースペースを活用した交流の場「カフェ・パレット」(毎月開催)は、気楽な来館を促す企画として継続した。
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	12 市民参画の体制整備	1 ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援	110	ジェンダー平等推進に取り組む市民団体へ助成金を交付するなど、その活動を支援します。	人権推進多文化共生課	1	ジェンダーとセクシュアリティの多様性についての啓発活動を目的として、映画「片袖の魚」上映会などの連続イベントを開催した団体「The Velvet House」に助成金を交付し、その活動を支援した。
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	12 市民参画の体制整備	1 ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援	111	ジェンダー平等に取り組む市民団体のネットワーク化を促進します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	・周年事業の「パレットかわにし23周年フェスタ」において、「利用登録グループ」を中心とした事前の話しあい(「フェスタについて話しあう会」)を実施。場をコーディネートしつつ、市民団体のネットワーク連携をサポート。 ・また平素からジェンダー平等の視点を持った「窓口対応」や「相談」を強化することで、各団体の組織運営や活動継続についてや、団体同士のコーディネート、またネットワーク化によるエンパワメントなどをサポートしている。 ・「大人が楽しむ絵本の会」①②③を開催し、つながりの場づくりを行い、市民のグループ化につなげた。 ・市民が自ら講師を勤める市民講師デビュー講座「夏の終わりにカラダとココロのセルフケア」(講師:太田悠子さん)、市民と一緒に企画する市民企画講座「わが家流楽しい家事シェア始めてみませんか」(講師:和田憲明さん)を実施した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和7年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組み内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができなかった理由
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	12 市民参画の体制整備	2 ジェンダー平等推進市民企画員の育成	112	ジェンダー平等推進市民企画員の育成を行い、市や地域で活躍できる場を広げます。	人権推進多文化共生課	I	公募した5人の市民企画員の企画・立案・運営によるジェンダー平等市民企画員講演会「パパは女子高生だった『当たり前』って何？」(講師:前田良さん)を開催した。市民企画員については、地域でも活躍していただけるように校区人権啓発推進委員会の委員も兼任している。
V ジェンダー平等施策の推進と進行管理	12 市民参画の体制整備	2 ジェンダー平等推進市民企画員の育成	112	ジェンダー平等推進市民企画員の育成を行い、市や地域で活躍できる場を広げます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	I	・センター情報紙「Hopp」(せーの)を発行し、センターとの関わりを通して地域で活躍しておられるグループについて紹介した。 ・既にセンターを利用されている方や、未だ利用されていない方も対象に、ジェンダー平等推進市民企画員について説明して、市民企画員の応募につなげている。 ・センター主催講座等で、市民企画員の活動に参考となるものを紹介し、企画や広報の仕方などをアドバイスして活動の側面支援をしている。 ・必要に応じて、市民企画員が企画する催しの講師などのコーディネートもしている。 ・市民企画員としての活動終了後も、市内各地域において市民企画員の経験を活かした活動ができるようフォローアップをしている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 評価指標

※男女共同参画に関する市民意識調査は、次回、令和12(2030)年度に実施する予定です。

目標	No.	評価指標	評価指標値				担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和6年度	目標	(年度)	
Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1	夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよいという考えに同感しない市民の割合(市民実感調査)	73.4% (令和4(2022)年度)	72.6% (令和6(2024)年度)	85.0% (令和13(2031)年度)	13	人権推進多文化共生課
	2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:4.4% 男性:7.1% (令和4(2022)年度)		女性:15.0% 男性:20.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	3	広報・啓発活動においてジェンダー平等に関する取り組みを上げた回数	8回 (令和4(2022)年度)	11回 (令和6(2024)年度)	10回 (令和13(2031)年度)	13	人権推進多文化共生課
	4	川西市パートナーシップ宣誓制度(令和(2020)年導入)を知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:25.0% 男性:22.1% (令和4(2022)年度)		女性:40.0% 男性:40.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	5	ジェンダー問題や男女共同参画がどういうものか学んだり、教えられたりしたことのある人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:36.8% 男性:37.8% (令和4(2022)年度)		女性:50% 男性:50% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	6	公民館や事業所などでの男女共同参画センターの延べ出張講座数	新規	2件 (令和6(2024)年度)	8件 (令和6(2024)～ 令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)	7	審議会などへの女性委員の登用率	34.8% (令和5(2023)年4月1日現在)	34.0% (令和6(2024)年4月1日現在)	50.0% (令和13(2031)年4月1日現在)	13	人権推進多文化共生課
	8	自治会長、コミュニティ会長に占める女性の割合	自治会長(16.8%) 22/131人 コミ会長(7%) 1/14人 (令和5(2023)年4月1日現在)	自治会長(19.8%) 26/131人 コミ会長(7.1%) 1/14人 (令和6(2024)年4月1日現在)	自治会長:20.6% 27/131人 コミ会長:14.2% 4/14人 (令和13(2031)年4月1日現在)	13	参画協働課
	9	市職員の管理職に占める女性の割合(本プランにおける管理職とは、課長職以上の職員)	14.2% (令和5(2023)年4月1日現在)	18.9% (令和6(2024)年4月1日現在)	30% (令和13(2031)年4月1日現在)	13	職員課
	10	市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数	48人中13人 (27.1%) (令和5(2023)年4月1日現在)	48人中12人 (25.0%) (令和6(2024)年4月1日現在)	48人中15人 (31.3%) (令和13(2031)年4月1日現在)	13	教育保育職員課
	11	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	21.5% (令和4(2022)年度)		40.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	12	育児・介護休業法をよく知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	18.4% (令和4(2022)年度)		50% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課 産業振興課

目標	No.	評価指標	評価指標値				担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和6年度	目標	(年度)	
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進 (川西市女性活躍推進計画)	13	保育所待機児童数(国の基準)	0人 (令和5(2023)年4月1日)	0人 (令和6(2024)年4月1日)	0人 (令和13(2031)年4月1日現在)	13	入園所相談課
	14	市男性職員の2週間以上の育児休業の取得率	28.6% (令和4(2022)年度)	63.2% (令和6(2024)年度)	85.0% (令和13(2031)年度)	13	職員課
	15	市職員のワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数	67人 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	26人 (令和6(2024)年度)	300人 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課 職員課
	16	市が国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRした延べ件数	9件 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	2件 (令和6(2024)年度)	20件 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課 産業振興課
	17	ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰し、その活動内容を広報した述べ件数	新規	0件 (令和6(2024)年度)	8件 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課
	18	30歳～39歳の女性の就業率(男女共同参画に関する市民意識調査)	73.1% (令和4(2022)年度)		80.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	19	雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:9.6% 男性:16.2% (令和4(2022)年度)		女性:20.0% 男性:20.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	20	女性の消防職員の数	11人 (令和5(2023)年4月1日現在)	11人 (令和6(2024)年4月1日現在)	12人 (令和13(2031)年4月1日現在)	13	消防本部総務課
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	21	妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合(乳幼児健康診査時のアンケート調査)	86.1% (令和4(2022)年度)	86.3% (令和6(2024)年度)	90.0% (令和13(2031)年度)	13	保健センター・予防歯科センター
	22	家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合(市民実感調査)	49.1% (令和4(2022)年度)	53.4% (令和6(2024)年度)	80.0% (令和13(2031)年度)	13	こども政策課
	23	川西市の自殺死亡率(人口10万人当たり)	23.1 (令和4(2022)年)	16.23 (令和6(2024)年)	10.0 (令和13(2031)年度)	13	地域福祉課
	24	市内の医療環境に満足している市民の割合(市民実感調査)	54.9% (令和4(2022)年度)	61.3% (令和6(2024)年度)	65.0% (令和13(2031)年度)	13	保健・医療政策課
	25	小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数	234人 (令和4(2022)年度)	207人 (令和6(2024)年度)	400人 (令和13(2031)年度)	13	産業振興課
	26	ジェンダーギャップ指数を知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:32.8% 男性:29.8% (令和4(2022)年度)		女性:40.0% 男性:40.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	27	防災会議における女性委員の割合	9.8% (令和5(2023)年4月1日現在)	9.8% (令和6(2024)年4月1日現在)	30.0% (令和13(2031)年4月1日現在)	13	危機管理課
	28	女性消防団員の実員数	24人 (令和5(2023)年4月1日現在)	26人 (令和6(2024)年4月1日現在)	30人 (令和13(2031)年4月1日現在)	13	消防本部総務課

目標	No.	評価指標	評価指標値				担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和6年度	目標	(年度)	
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	29	セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だ と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:93.0% 男性:91.2% (令和4(2022)年度)		女性:100.0% 男性:100.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課 こども若者相談センター
	30	DVやデートDVに関する講座や研修などの開催 延べ回数	18回 (平成30(2018)～ 令和4(2022)年度)	4回 (令和6(2024)年度)	24回 (令和6(2024)～ 令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター
	31	DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	27.6% (令和4(2022)年度)		70.0% (※令和12(2030)年度)	12	こども若者相談センター
	32	自分やまわりの人がセクシュアル・ハラスメント にあった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:15.6% 男性:1.8% (令和4(2022)年度)		0.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	33	自分やまわりの人がセクシュアル・ハラスメント にあったとき、何もできなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:40.6% 男性:24.1% (令和4(2022)年度)		0.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	34	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市 民の割合 (市民実感調査)	28.6% (令和5(2023)年度)	27.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和13(2031)年度)	12	人権推進多文化共生課
Ⅴ ジェン ダー 平 等 施 策 の 推 進 と 進 行 管 理	35	川西市ジェンダー平等推進プラン(川西市男女 共同参画プラン)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:22.2% 男性:20.9% (令和4(2022)年度)		女性:50.0% 男性:50.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	36	パレットかわにし(川西市男女共同参画セン ター)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:38.8% 男性:22.1% (令和4(2022)年度)		女性:70.0% 男性:50.0% (※令和12(2030)年度)	12	人権推進多文化共生課
	37	パレットかわにし(川西市男女共同参画セン ター・市民活動センター)の来館者数	56,575人 (令和4(2022)年度)	55,522人 (令和6(2024)年度)	70,000人 (令和13(2031)年度)	13	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)
	38	ジェンダー平等社会の実現をめざす活動助成 金(旧男女共同参画社会の実現をめざす活動 助成金)の延べ交付団体数	2団体 (平成30(2018)～ 令和4(2022)年度)	1団体 (令和6(2024)年度)	8団体 (令和6(2024)～ 令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課
	39	ジェンダー平等推進市民企画員(旧男女共同 参画市民企画員)の延べ人数	24人 (平成30(2018)～ 令和4(2022)年度)	5人 (令和6(2024)年度)	40人 (令和6(2024)～ 令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課
	40	ジェンダー平等推進市民企画員(旧男女共同 参画市民企画員)企画講座の延べ参加者数	374人 (平成30(2018)～ 令和4(2022)年度)	76人 (令和6(2024)年度)	800人 (令和6(2024)～ 令和13(2031)年度)	6～13	人権推進多文化共生課

審議会等における女性委員の比率一覧表

0.5															R6.4.1現在		
No.	審議会等の名称	常時・必要時の別	委員実人数			あて職			女性委員の割合⑧(③/①)	あて職の割合⑨(④/①)	50%に必要な女性人数⑩(①*0.5)	50%達成までに不足している人数⑪(③-⑩)	あて職以外人数で50%必要人数を満たせるか(⑦>⑩)	事務局	任期		
			総数①(②+③)	男性②	女性③	合計④(⑤+⑥)	男性⑤	女性⑥						以外⑦(①-④)	R6組織	開始	
1	川西市経営評価委員会	必要時												企画政策課			
2	川西市行財政改革審議会	必要時	6	3	3			6	50.0		3		可	企画政策課	令和5年5月15日	令和7年3月31日	
3	川西市介護保険運営協議会	常時	15	10	5			15	33.3		8	△3	可	介護保険課	R3.8.1/R4.8.1	R6.7.31/R7.7.31	
4	川西市補助金等審議会	必要時												企画政策課			
5	川西市総合計画審議会	必要時												企画政策課			
6	川西市参画と協働のまちづくり推進会議	必要時												参画協働課	令和5年8月6日	令和6年3月31日	
7	総合評価審査委員会	必要時												保健・医療政策課	平成31年2月19日	令和5年3月31日	
8	川西市政治倫理審査会	常時	6	3	3			6	50.0		3		可	総務課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
9	川西市公務災害補償等審査会	常時	3	2	1	3	2	1	33.3	100.0	2	△1	△2	職員課	令和4年11月25日	令和7年11月24日	
10	川西市公務災害補償等認定委員会	常時	5	3	2	5	3	2	40.0	100.0	3	△1	△3	職員課	令和4年11月25日	令和7年11月24日	
11	川西市特別職報酬等審議会	必要時												職員課			
12	川西市情報公開・個人情報保護審査会	常時	6	4	2			6	33.3		3	△1	可	総務課	令和5年4月1日	令和9年3月31日	
13	川西市行政不服審査会	常時	3	2	1			3	33.3		2	△1	可	総務課	令和4年4月1日	令和7年3月31日	
14	川西市国民保護協議会	常時	38	36	2	38	36	2	5.3	100.0	19	△17	△19	危機管理課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
15	川西市防災会議	常時	41	37	4	41	37	4	9.8	100.0	21	△17	△21	危機管理課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
16	川西市住居表示審議会	必要時												市民課			
17	川西市子どもの人権オンブズパーソン	常時	3	2	1			3	33.3		2	△1	可	人権推進多文化共生課	2人：令和5年4月1日 1人：令和6年4月1日	2人：令和7年3月31日 1人：令和8年3月31日	R7.4～33.3%
18	川西市人権施策審議会	常時	9	5	4			9	44.4		5	△1	可	人権推進多文化共生課	令和5年4月1日	令和7年3月31日	R7.4～44.4%
19	川西市男女共同参画審議会	常時	10	2	8			10	80.0		5	3	可	人権推進多文化共生課	令和5年4月1日	令和7年3月31日	R7.4～50.0%
20	川西市産業ビジョン推進委員会	常時	9	6	3			9	33.3		5	△2	可	産業振興課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
21	川西市労働問題審議会	必要時												産業振興課			
22	川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会	必要時												文化・観光・スポーツ課			
23	川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会	必要時												文化・観光・スポーツ課			
25	川西市環境審議会	常時	10	7	3			10	30.0		5	△2	可	環境政策課	令和4年8月3日	令和6年8月2日	
26	川西市公害等紛争処理委員会	必要時												環境政策課			
27	川西市廃棄物減量等推進審議会	常時	12	7	5	6	5	1	6	41.7	50.0	6	△1	美化推進課	令和4年11月6日	令和6年11月5日	
29	川西市社会福祉審議会	常時	17	12	5			17	29.4		9	△4	可	地域福祉課	令和5年11月1日	令和6年10月31日	
30	川西市民生委員推せん会	常時	8	5	3			8	37.5		4	△1	可	地域福祉課	令和5年4月1日	令和8年3月31日	
31	川西市障害者施策推進協議会	常時	18	9	9			18	50.0		9		可	障害福祉課	令和5年4月1日	令和8年3月31日	
32	川西市障害支援区分認定審査会	常時	10	5	5			10	50.0		5		可	障害福祉課	令和5年4月1日	令和7年3月31日	
33	川西市障がい者自立支援協議会	常時	18	10	8			18	44.4		9	△1	可	障害福祉課	令和5年9月1日	令和7年8月31日	
34	川西市介護認定審査会	常時	50	32	18			50	36.0		25	△7	可	介護保険課	令和5年4月1日	令和8年3月31日	
35	川西市介護保険運営協議会	常時	15	10	5			15	33.3		8	△3	可	介護保険課	R3.8.1/R4.8.1	R6.7.31/R7.7.31	
36	川西市介護保険施設の指定候補事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会	常時	7	4	3			7	42.9		4	△1	可	介護保険課	令和6年4月1日	令和9年3月31日	
37	川西市健康づくり推進協議会	常時	23	11	12			23	52.2		12		可	保健・医療政策課	令和6年10月1日	令和8年9月30日	
38	川西市予防接種健康被害調査委員会	常時	8	8		1	1	7		12.5	4	△4	可	保健センター・予防歯科センター	令和5年4月1日	令和7年3月31日	
39	川西市国民健康保険運営協議会	常時	12	8	4			12	33.3		6	△2	可	国民健康保険課	令和3年9月16日	令和6年9月15日	
40	川西市都市計画審議会	常時	17	14	3	4	4	13	17.6	23.5	9	△6	可	都市政策課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
41	川西市景観審議会	常時	7	4	3			7	42.9		4	△1	可	都市政策課	①令和5年5月1日 ②令和5年10月1日	①令和7年4月30日 ②令和7年9月30日	
42	川西市都市計画マスタープラン見直し専門委員会	必要時												都市政策課	令和3年6月24日	令和6年3月31日	
43	川西市建築審査会	常時	7	4	3	2	2	5	42.9	28.6	4	△1	可	建築指導課	令和5年4月1日	令和7年3月31日	
44	川西市空家等対策協議会	常時	10	6	4	3	3	7	40.0	30.0	5	△1	可	住宅政策課	令和5年5月29日	令和7年5月28日	
45	川西市市営住宅入居者選考委員会	常時	4	2	2			4	50.0		2		可	住宅政策課	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
46	川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会	必要時												住宅政策課			
47	川西市地域公共交通会議	常時	16	15	1			16	6.3		8	△7	可	交通政策課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
48	川西市次世代型移動サービス推進会議	必要時	2	2				2			1	△1	可	交通政策課	令和1年7月8日		
49	川西市いじめ問題対策委員会	常時	7	6	1			7	14.3		4	△3	可	教育保育課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
50	川西市立学校校区審議会	必要時	12	5	7			12	58.3		6	1	可	教育総務課	令和4年8月19日	令和6年8月18日	
51	川西市教育支援委員会	必要時	24	9	15			24	62.5		12	3	可	インクルーシブ推進課	令和6年5月1日	令和6年4月30日	
52	川西市社会教育委員の会	常時	8	4	4			8	50.0		4		可	生涯学習課	令和4年6月1日	令和6年5月31日	
53	川西市文化財審議委員会	常時	5	3	2			5	40.0		3	△1	可	生涯学習課	令和5年4月1日	令和7年3月31日	
54	川西市図書館協議会	常時	9	3	6			9	66.7		5	1	可	中央図書館	令和5年7月1日	令和7年6月30日	
55	川西市子ども・若者未来会議	必要時	16	12	4			16	25.0		8	△4	可	こども政策課	令和5年12月7日	令和7年12月6日	
56	川西市上下水道事業経営審議会	必要時	10	8	2			10	20.0		5	△3	可	経営企画課	令和3年10月1日	令和6年9月30日	
57	川西市補償等審議会	必要時												補償等を決める際に必要な課が設置する			
58	川西市立学校のあり方審議会	常時	7	5	2	2	2	5	28.6	28.6	4	△2	可	教育政策課	令和6年5月28日	令和8年3月31日	
59	川西市公共施設等総合管理計画審議会	必要時												施設マネジメント課			
合 計			523	345	178	105	95	10	418	34.0	20.1	262	△84	35			